

学びの学校づくり

—自ら学ぶ力を育むために—

犬山がめざす「学びの学校づくり」

I 基本理念

犬山の学校教育は、人格の完成を目指し、すべての子どもの学びを保障することを重点としています。学校では、子ども同士、子どもと教師の温かなふれあいの中で「学び」を深め、子どもたちに豊かな人間性と確かな学力を育むよう努めます。

犬山では、「めざす子ども像」「めざす教師像」「めざす学校像」を明確にし、「犬山の子は犬山で育てる」という共通の目標をもち、それぞれの学校づくりを追い求めていきます。



■ めざす子ども像

自ら学ぶ力を身につけた感性豊かな子ども

犬山では、自ら学ぶ力を身につけた子どもの育成を目指します。

自ら学ぶ力を身につけた子どもとは、基礎的な学力を身につけ、家族や友達を大切にし、地域を支え、自分の人生を大切にするとともに、生涯にわたって自ら学び続けようとする資質や能力を身につけた感性豊かな子どもです。

■ めざす教師像

自ら学び続ける教師

犬山では、自ら学び続ける教師の育成を目指します。

自ら学び続ける教師とは、自分自身が「学び」に感動し、その感動を子どもたちに伝え、共有する教師です。また、常に切磋琢磨しながら生まれる内発的な力により、指導技術の改善を積み重ねます。

■ めざす学校像

自主性を育て自立する学校

犬山では、自主性を育て自立する学校を目指します。

自立する学校とは、教育委員会の支援のもとで、質の高い安定した学校生活を提供するため、教育課程や学級編制などを創意工夫する学校です。

教育課程や学級編制などを創意工夫し、質の高い安定した日常が提供できるようにします。そして、子ども・保護者・地域に対して本気で向き合い、情報を共有し、より信頼される学校を目指します。

犬山市小中学校長会
犬山市教育委員会

Ⅱ 施 策

1 学ぶ環境を整えます

(1) 特色ある犬山の教育施策

ア 2学期制の活用

長期休業も含めて長期的な間隔で子どもを見取り、一人一人が基礎的・基本的な内容を確実に身につけられるように努めます。また、将来を見据えた主体的な進路選択を支援するために、本人・保護者の気持ちをゆっくりじっくり聞き取る時間を確保します。保護者・地域に対して、「自ら学ぶ力」を育成する上で重要な教育施策について理解を深めるために、より多くの機会を通じて説明していきます。

イ 少人数学級編制

小学校には市費負担教員（担任）を採用し、35人以下の学級編制を行います。中学校には市費負担教員（教科）を採用するとともに、校務分掌を工夫するなどによって学級担任を増やし、35人以下の学級編制を目指します。

ウ 少人数授業(※1)・T T(※2)・小学校教科担任制(※3)

市費と県費の非常勤講師を配置し、小学校の算数・理科および高学年における教科担任制の授業で、中学校の外国語・数学の授業で、きめ細かな指導や支援に努めます。



エ 副教本・副教材(※4)

小学校の社会・理科について、犬山市独自で作成した副教本・副教材を活用します。

オ 犬山に合ったカリキュラム

2学期制や少人数学級編制、少人数授業・T T授業といった授業形態、犬山独自の副教本・副教材などの趣旨をふまえ、地域や学校の実態、及び子どもの成長や特性を十分考慮した授業計画をもとに適切な教育課程の編成を目指します。

(2) 「授業改善犬山プラン」による人的支援

- ・市費負担教員(※5)7名（小学校の担任） ・経営調整室長(※6)1名 ・学校栄養職員(※7)6名
- ・非常勤講師(※8)（少人数・T T対応・少人数学級）小＝算・理 中＝数・英35名
- ・語学指導員(※9)3名 ・特別支援教育支援員(※10)25名（通常学級での支援・保健室での支援）
- ・授業づくりコーディネーター(※11)2名 ・N E T（外国人英語指導講師）(※12)5名
- ・図書館コーディネーター(※13)1名 学校連携司書(※14)1名 ・学校司書 7名
- ・部活動指導員・部活動外部指導員(※15)46名 ・スクールソーシャルワーカー(※16)1名
- ・適応指導教室指導員(※17)・家庭児童相談室相談員(※18)11名 ・市費負担事務職員 14名
- ・校務支援員 14校（シルバー人材センターから派遣） ・特別支援教育介助員(※19)9名
- ・教員業務支援員(※20)12名

- (※1)学級を半分に分けて行う授業 (※2)学級に複数の教員を配置する授業（チームティーチング）
- (※3)教師の教科指導における専門性を活かした授業 (※4)犬山市が独自に作成した教科書を補助する資料
- (※5)市で雇用する常勤の教員 (※6)市費教職員の配置・研修を担当する教員経験者
- (※7)給食の献立作成・食育指導を行う（他県費4名） (※8)市費で雇用する非常勤講師
- (※9)日本語の習熟に困っている児童生徒・保護者を支援する
- (※10)通常学級に在籍する特別な支援が必要な児童生徒の学習を支援する教員免許保持者
- (※11)少経験教員の指導を行う教員経験者
- (※12)小学校の英語・外国語活動を補助するネイティブ・イングリッシュ・ティーチャー
- (※13)令和2年度導入 授業と図書館、市立図書館と学校図書館を結び付けて読書活動を支援する司書
- (※14)令和3年度導入 市立図書館に所属し、小学校を巡回して読書指導を行う司書

(※15)中学校の全ての運動部に配置された指導員

(※16)児童生徒が生活の中で抱えている問題解決に向けた支援を行う。

(※17)不登校児童生徒や保護者の支援を行う(ゆう・ゆう)

(※18)各種の子育て相談ができる相談窓口

(※19)障害児の排泄・食事・移動の介助を行う

(※20)教職員の業務負担を軽減する(消毒等の業務支援)

(3) 読解力向上プログラム

「正しく読む・書く・聞く・話す読解力」を高めるとともに、「豊かに読む・書く・聞く・話す読解力」を育み、子どもの豊かな感性を培います。読解力向上を授業づくりの合い言葉にして、子どもの感性を育むための授業改善を進めます。また、読書活動を推進し、読書や調べ学習を通して、読書活動の楽しさや価値を実感させ、本に親しむ心を育てます。豊かな読書活動は授業改善につながり、授業改善が読書活動をさらに豊かにします。授業改善と読書活動推進の両輪で、教育活動全体を通じて、子どもの読解力を育みます。

(4) 事務の共同実施(※21)

事務職員が複数校を兼務する「共同学校事務室」を組織し、学校運営に参画することにより、教員の業務負担を軽減し、子どもたちと触れ合う時間を確保していきます。

(5) 教育系大学との連携協定

大学とのパートナーシップを結ぶことで、小中学校への学生のボランティアを積極的に受け入れ、教員の支援を増やすとともに、人材の育成と確保に繋がります。また、大学に籍を置くあらゆる分野の専門家を招聘して研究を進めることができます。

(6) 教育環境の整備、学校施設・設備の整備

ア 教育環境の整備

施設・設備の改修、備品などの整備を計画的に進め、子どもたちが安心して快適に学べる環境を整えます。学校からの営繕要望を効率的に把握し、効果的な営繕工事を実施します。引き続き犬山南小学校では改築・大規模改修事業を進めます。

イ 校舎・給食室改修計画

小中学校施設の長寿命化計画と、給食室施設や機器の状況を基に、安全性や緊急性を考慮しながら順次計画を進めます。

ウ 学校間ネットワーク

学校間ネットワークを通して、ICTの効果的な利活用の促進に取り組みます。また、栗栖小学校・今井小学校がインターネットを活用した交流授業や交流活動を行います。

エ 図書館ネットワーク

学校図書館と市立図書館のネットワークを構築し、両館を兼務する学校連携司書が学校を巡回し、図書館利用の利便性を高めます。

オ ICTを活用した授業づくり

GIGAスクール構想(※22)推進のために整備した、児童生徒の情報端末・大型提示装置・指導者用デジタル教科書(※23)の実効性を高めるために、昨年度に引き続き指導者研修会を実施します。

変化の激しい時代を生きる子どもたちにとって欠かすことができない能力である、情報収集・活用能力や問題解決能力を児童生徒に養います。



(※21)事務職員が学校間で共同作業をすることによって事務の効率化を図るシステム

(※22)子ども一人一台端末と高速大容量のネットワークを整備する

(※23)教師のデジタル版教科書(全教科)

2 質の高い主体的な学びをつくります

(1) 持続可能な開発目標（SDGs）（※25）達成のために

多様化する社会の変化に対応し、すべての子どもがいかなる差別も受けることなく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、公正で質の高い初等教育及び中等教育を実施します。



(2) 学び続ける教師であるために

ア 初任者・若手教職員などの研修

2・3年目の教員が、県主催研修会の講義やワークショップに積極的に参加します。

イ 公開日相互研修（校長会主催）

互いの学校の公開日に出かけ、授業参観および研究協議に参加します。

ウ 市費常勤・非常勤講師の研修（市教委主催）

市費講師や特別支援教育支援員の授業研究会や研修の場を設け、力量向上を図ります。

エ 子ども未来園公開保育参観（市教委主催）

小学校教員による校区の公開保育参観をととして、幼保小の連携を深めます。

(3) 授業の工夫改善

ア 犬山市教育講演会

校長会と教育委員会が講師を選定し、教育課題の解決につながる教育講演会を実施します。

読解力向上シンポジウム

講師： 森川 拓也 氏（桜花学園大学 准教授） <犬山市民文化会館>

イ 授業づくりコーディネーター

読解力向上を切り口として、授業づくりについての巡回指導を定期的に行います。

ウ 子どもを生かす評価

2学期制の良さを活かして、長い間隔で子どもの成長や変化をとらえ、継続的な支援や指導を行います。併せて行う継続的な評価についても、教師のみならず、子どもたち自身がより具体的に状況を把握できるように研究を進めます。

エ 研究活動

東部中学校（市教委3年委嘱・丹葉事務協（※26）2年委嘱）、全小中（県・市：人権教育）、4中学校（県：キャリア教育）、楽田小（市：地域協働）、犬山南小（市：ICT活用）、東小（市：国語教育）、全小中（市：読書活動・読解力）、楽田小（市：読書活動）、犬山西小（全国：体力づくり）が研究を推進し、成果を市内で共有します。

3 学ぶ子どもたちを支えます

(1) 幼稚園・子ども未来園・小学校・中学校の連続性の向上

ア 幼保小の連続性の推進

幼稚園・子ども未来園から小学校への円滑な接続を図ります。読解力の向上に関しても、到達目標の共有を図るため、共同研究を進めます。

イ 犬山市子ども未来センターの機能の充実

未就学の子ども窓口となる犬山市子ども未来センターからの情報を基に、個別の支援や家庭との連携のあり方などの諸課題の改善・解決を図ります。

（※25）持続可能な開発目標として国連サミットで採択された国際社会共通の目標

（※26）犬山近隣の市町教育委員会で、一部の事務を共同して管理執行し、教育の水準の維持向上を図る組織

ウ 小中連携の充実

小学校での計画的な指導を引継ぎ、系統的な指導につなげるため、小中の連絡調整を十分行います。

(2) 特別支援教育の充実

ア 犬山市特別支援教育連絡協議会

特別支援教育にかかわる諸機関や学識経験者で組織し、連携を図ります。

イ 犬山市教育研究会特別支援教育研究委員会

特別支援教育コーディネーター(※27)が集まり、支援のあり方についての協議を深めます。

ウ 犬山市小中学校特別支援学級連絡協議会

特別支援学級担当者が集まり、交流活動の企画・運営や情報交換を通して教育活動の充実を図ります。

エ 特別支援教育支援員・特別支援教育介助員など

学習や生活に困難のある子どもたちの支援を行うため、特別支援教育支援員の増員を図ります。特別支援教育介助員・医療的ケア支援員の活用範囲を広げることで、保護者・学校の負担軽減を図ります。

オ 通級指導教室(※28)の開設

申請のあった小中学校に通級指導教室を開設し、障害に応じた自立活動の指導と各教科等の個別の指導を行います。

(3) 日本語適応指導教室・語学指導員派遣（羽黒小・楽田小・南部中）

母語が異なる子どもたちの日本語理解と学校生活への適応を図るとともに保護者を支援します。

地域協働課が進める日本語初期指導に関するプレスクール事業(※29)（民間委託）と小中学校の切れ目のない接続に関する研究を進めるとともに、通訳派遣事業も有効に活用します。

(4) 地域未来塾(※30)の実施

中学生を対象に犬山学び場「みらい」を開設し、個々の学習を支援しながら学ぶ意欲の向上を図ります。

(5) 地域学校協働活動の実施

地域組織と学校が、学習・運動・文化などの地域人材を活用した効率的かつ効果的な教育活動の充実を目指します。

昨年度に引き続き、楽田小学校が地域との協働事業を研究し、その成果を共有することで、全校での地域学校協働活動に繋がります。

4 自ら学び、学び続ける気持ちを育みます

(1) 図書館機能の向上、関係機関との連携強化

ア 図書館コーディネーター配置

学校に学校司書を配置し、図書館内の環境整備をし、子どもたちの読書活動を支援します。図書館コーディネーターを中心に、学校連携司書の巡回指導にも取り組みます。



イ 犬山市子ども読書活動推進計画

子ども読書活動を推進するための方向性を示した当計画を基に、読書に対する興味や関心を高め、読書の幅を広げる取組を進めます。

(※27)校内の研修・調整や外部機関との連絡・調整、相談を行う

(※28)障害のある児童生徒に対して一部の授業について特別な指導を行う

(※29)日本語の取得が十分でない児童生徒や保護者を入学前に支援する事業（地域協働課主催事業）

(※30)市教委が休日に実施する学習支援

ウ 学校図書館活用教育

図書館活用カリキュラムを計画的・組織的に活用するために、市立図書館と学校図書館の連携を強化し、必要な図書の供給を行います。

(2) 生涯にわたり学ぶ機会の提供

ア 犬山市子ども大学

お茶、実験工作、自然教室などの講座を設け、子どもたちが校外でも学ぶ機会をつくれます。

イ 犬山市民総合大学

いつでも、どこでも、誰でも学べる魅力的な講座を提供します。

5 感性を育みます

(1) 道徳性・社会性の向上

ア 命を大切にする教育

健康教育研究委員会（生と性の指導研究部会）が作成したカリキュラムを基に、互いの存在を尊重しつつ命を大切にする授業を実践します。

イ 道徳教育の充実

特別の教科道徳の時間を中心に教育活動全般を通じて、規範意識や豊かな人間性を育成し、同時に道徳的实践力を高めます。

ウ 自然の活用

持続可能な開発のための教育（E S D）（※31）を中心に据えて、生物多様性の重要性を学習する中で、環境保全意識を向上させ、持続可能な社会の担い手としての成長を促します。

エ 公民的資質の育成

主権者教育を進め、政治の仕組みについての知識を習得するだけでなく、地域の課題解決を主体的に担うことができる力を身につけます。小学校では選挙出前講座を実施し、中学校では市長と市の未来像を直接語る機会を設けます。



オ 講師派遣事業

「人権」・「生命尊重」に関する講演などを開催するために、教育委員会や外部専門機関から各学校に講師を派遣します。（池野小・東部中）

(2) ボランティア活動の推進

相互扶助の精神を育成し、各種ボランティア活動への興味関心を高めます。

ア 福祉実践教室

社会福祉協議会と協力し、手話・車いすなどの体験学習を行い、福祉について理解を深めます。

イ 中学生の福祉体験

幼稚園・子ども未来園・特別養護老人ホームなどでの福祉体験を実施します。

ウ 中学生の子育て体験

乳児との触れ合いや母親からの体験談を通して、子どもや家族の大切さ、命の尊さ、次世代へ命をつなぐことの意義を学びます。

(3) 人権教育

発達段階に応じて、男女共同参画社会の大切さを理解させ、男女が互いに協力して行動する意識や態度の育成を図ります。また、人権尊重の観点を踏まえ、学校の決まりやルール（校則）を見直し、多様な価値観を認め合える学校づくりに取り組みます。

ア 人権啓発講演会（今井小・栗栖小・羽黒小・楽田小）

イ 平和学習（犬北小・楽田小） 戦争体験者による講話を実施します。

ウ 心を育むプロジェクト

豊かな心の成長を願って平成26年度に制作・策定した犬山こころの歌「未来に向かって」（小）・犬山こども人権宣言「笑顔への誓い」（中）の趣旨を引き継ぎ、健全な心を育みます。

(4) 文化芸術の振興・活用

ア 小学校音楽会 市民文化会館で、市内の小学生が器楽合奏や合唱を発表します。

イ 市民展（児童生徒の部）

市民展に小中学生の絵画や立体作品・書写などを展示し、世代を超えた美術作品の鑑賞会とし、持続可能な芸術文化の発展を目指します。

ウ 中学校部活動指導者の派遣

専門的な技術指導を行うため、中学校の吹奏楽部に指導者（令和3年度実績21名）を派遣します。



エ 歴史文化施設の活用

犬山城、犬山市文化史料館、中本町まちづくり拠点施設や青塚古墳史跡公園、東之宮古墳などを犬山の歴史文化についての学習拠点とし、小中学生の見学や体験学習の場として活用します。

6 夢を育みます

(1) 外国語教育の充実、幅広い知性や技術・技能の習得、キャリア教育(※32)の推進

ア キャリアスクールプロジェクト（県委託事業）

発達段階に応じ、社会の中で自分の役割を果たしながら、夢と希望にあふれた自分らしい生き方を実現するための力を養います。4中学校が、地域の協力を得て、働くことの意義、社会性を身につけるために職場体験を中心としたキャリアスクールプロジェクトに参加します。

イ 外国語活動・外国語

各小学校に配置したNET（外国人英語指導講師：ネイティブ・イングリッシュ・ティーチャー）を活用して、小学校外国語科・外国語活動を充実させます。小中連携を深め、系統的な英語科の授業づくりについて研究します。

ウ 持続可能な開発のための教育の推進

ユネスコスクール加盟校(※33)（東小・犬山西小）を拠点として、持続可能な開発のための教育（ESD）の視点に立った学習指導を推進し、その輪を広げます。

(2) 地域の力や素材の活用

ア 地域の研究機関との連携

世界的研究機関である京都大学霊長類研究所やモンキーセンターとの連携を図り、科学への興味関心を高めます。

イ 地域の宝（人・自然・文化・歴史・伝統産業）に学ぶ

様々な知識や経験を有する人材や特色ある自然・文化・歴史・伝統産業などを生かした学習を進め、地域への関心や愛着を育みます。また、里山学センター・一般社団法人犬山祭保存会等との連携を図ります。からくり体験（犬山南小・羽黒小）

(※31)課題を自分の問題と捉えて、新たな価値観によって持続可能な社会の担い手を育む教育

(※32)自分の将来を見通し、社会的・職業的自立に向けた基礎的・汎用的能力の育成を図る

(※33)ユネスコ憲章の理念を実現するため、平和や国際的な連携を実践する学校

7 体を育みます

(1) 食に関する指導の充実、規則正しい食生活の啓発

ア 自校方式の学校給食(※34)

地産地消の工夫とともに安心・安全な給食の提供に努め、調理担当者・生産者の顔が見える関係を食育に生かします。令和2年度、資材価格の高騰、栄養価の確保のために給食費を改定しました。

イ 栄養職員の全校配置

県費栄養教諭・学校栄養職員が配置されていない小中学校に市費学校栄養職員を配置します。

ウ 食物アレルギーへの対応

安心して給食の配膳や会食ができるように、「犬山市食物アレルギー対応の手引き」を改訂して運用します。

エ 食育の推進

全校に配置している栄養教諭・学校栄養職員の専門性を生かしながら、健全な食生活・食文化の継承などの指導を行います。

(2) スポーツの振興

ア 中学校部活動の改革

専門的なスポーツ指導者（46名）を全ての運動部に配置します。

また、生徒の多様なニーズに応じた活動が行われるよう、学校や地域が連携し、実施形態などの工夫を図ります。

イ 体力づくりの推進

体を動かすことを好み、進んで運動する児童の育成を目指します。令和3年度愛知県学校体育研究優良校として表彰を受けた犬山西小学校が成果を活かして研究を継続します。



8 安心・安全に努めます

(1) 子育て支援の促進、児童虐待の防止

健全な子どもの育成のため、子ども未来課、児童相談所、警察、福祉・医療などの諸機関と連携を密にします。

(2) 日常の安心・安全

ア 犬山市通学路安全対策連絡協議会(※35)

愛知県一宮建設事務所・犬山警察署・犬山市担当課などの関係機関と連携し、通学路の安心・安全の確保について積極的に取り組みます。要望の取りまとめ手順を見直し、地域要望との一体化を図ることで、改修の実効性を高めます。

通学路のグリーンベルト及びカラー塗装は、事業の強化を図るため土木管理課の事業に移行して進めます。

イ 安心・安全な学校づくり

安全教育を推進し、心身ともに健やかな生徒の育成を目指します。大災害に備え、実効的な防災訓練を行います。

ウ 情報モラル教育の充実

SNSによるトラブルを未然に回避し、正しい判断でインターネットやスマートフォンなどを使用する



ことができるよう、情報モラル教育に組織的・計画的に取り組めます。また、警察と学校の情報交換を促進するために犬山警察署スクールサポーター(※36)を積極的に活用します。

エ コミュニティバスの利用

遠隔地・少人数などの条件に応じて、登下校での利用に関して相談を受けます。小中学生は長期休業中に無料で利用することができます。

(3) いじめ・不登校等への対応、相談体制の充実

ア スクール カウンセラー(※37)派遣事業 (県教育委員会)

小中の連携をより強固にするために、小学生が中学校に進学してからも継続的にカウンセリングを受けることができるような体制を整備します。4中学校を拠点校とし、域内の小学校を巡回し、子どもや保護者のカウンセリングを行います。緊急時にはスーパーバイザーの派遣を依頼し、適切な対応の指針を求めます。

イ いじめ問題対策連絡協議会

学校や教育委員会、関係諸機関が連携を深め、いじめの防止や早期解決に努めます。いじめ重大事態が発生した折には、速やかにこの連絡協議会の委員を中心とした実務者会議を開催し、客観的に対応の是非を判断し、必要に応じて追加の対応を検討します。

ウ 適応指導教室「ゆう・ゆう」(63-0502)・家庭児童相談室(62-4300)

不登校をはじめとする子育ての相談を受け付けています。職員が学校や家庭を訪問し、保護者や本人の困りごとに対して積極的に関わることができる体制を継続します。「ゆう・ゆう」に加え、新たな居場所をつくります。子どもが安心して、自分のペースで歩み出すための支援を行います。

エ 青少年センター(44-0353)

青少年に係る悩み相談に応じています。困難を抱えた子どもや若者支援のためのネットワークを形成するとともに、保護者や指導者のための研修会を開催したり、子どもたちの健全育成を目指す講演会や街頭啓発活動を行ったりします。



オ スクール ソーシャル ワーカーの設置

教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識を用いて子どもたちが置かれた様々な環境へ働きかけ、家庭・学校・地域の実情を踏まえた支援を行います。

カ ハラスメント相談窓口(※38)の設置

子どもたちが安心して学校生活が送れるよう、小さな相談事にも耳を傾け、重大事態の未然防止に取り組めます。また、校内の相談体制を内外に示し、相談対象を児童生徒に限らず保護者や教職員にも広め、より多くの目で子どもたちを見守ります。

キ スクールロイヤー(※39)(県)・市嘱託弁護士(※40)の活用

法的な基準を整理して事象に対応することで、学校と家庭の関係を良好に保ち、児童生徒の最善の利益を保護します。

(※34)全ての小中学校に調理室があり、地元食材をふんだんに使用した温かい給食を毎日提供する

(※35)通学路の交通安全及び防犯防災上の安全を確保するために必要な事項を協議及び調査する

(※36)犬山警察署生活安全課に所属し、児童生徒の健全育成のため、学校と連携を図る人材

(※37)県教育委員会から学校に配置され、児童生徒や保護者の心のケアを行う

(※38)令和3年度から各学校で明文化し、複雑化・多様化する児童生徒の課題をいち早く掴むための手法

(※39)学校と家庭の中立的な立場で、児童生徒を最優先にする学校の相談窓口(県教育委員会嘱託弁護士)

(※40)令和3年度から市民サービス向上を目指して設置される嘱託の弁護士

2022 市内小中学校「学校公開日」

保護者や地域の皆さんが参観し、子どもたちの成長を支援していただくことがねらいです。
学校公開日の予定は次の通りですが、学校の事情等で変更になることがあります。
詳しくは、各学校にお問い合わせください。

	学校名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
小学校	犬山北	23(土)		12(日)				1(土)	26(土)		21(土)		
	犬山南	18(月)		11(土)			20(火)	15(土)	26(土)			9(木)	
	城東	18(月)		11(土)			10(土)	15(土)			28(土)		
	今井	18(月)	21(土)	18(土)			17(土)	1(土)			21(土)		
	栗栖	18(月)		11(土)				1(土)		13(火)	28(土)		
	羽黒	18(月)		4(土)				1(土)	26(土)			4(土)	
	楽田	18(月)	29(日)					15(土)	26(土)			4(土)	
	池野	18(月)	21(土)					1(土)	19(土)			4(土)	
	東	18(月)		18(土)				1(土)	12(土)			10(金)	
	犬山西	18(月)		18(土)				1(土)	19(土)			3(金)	
中学校	犬山	21(木)	27(金)				30(金)	17(月)	4(金)				
	城東	21(木)	14(土)				3(土) 22(木)		18(金)	10(土)			
	南部	21(木)	28(土)				22(木)	6(木)	19(土)			3(金)	
	東部	21(木)	28(土)	16(木)			10(土) 30(金)		24(木) 25(金)	10(土)			